転入の届出をされた方へ

宮崎市　（市外局番：0985）

手続き等	説明	問い合わせ窓口
マイナンバーカード	・転入届出日から90日以内に、カードの継続利用の手続きをしてください。手続きがない場合はカードは使用できなくなります。90日経過後にカードの再発行を希望される場合は有料となります。 ・マイナンバーカードをお持ちでない方で申請を希望される方は、右記の問い合わせ窓口でカードの申請のお手伝い（写真撮影無料）を行っておりますので、運転免許証や健康保険証等をご持参の上お手続きください。	マイナンバーカード推進課 （第２庁舎１階） ４２-２０３６ マイナンバーカード推進センター （イオンモール宮崎２階） ６６-００８０ 各総合支所 （地域市民福祉課） 各地域センター ※窓口が変更になる場合がありますので予めご了承ください。
マイナンバーカードの署名用電子証明書	・転入前の署名用電子証明書は失効しています。 ｅ－Ｔａｘや引越しワンストップサービス等で必要な方は改めて発行の手続きをお願いします。マイナンバーカードを持参してください。	
住民基本台帳カード	・転入届出日から90日以内に、カードの継続利用の手続きをしてください。手続きがない場合、住民基本台帳カードは使用できなくなりますので、マイナンバーカードへの切り替え（無料）をお願いします。	市民課(本庁舎１階) ２１－１７５６ 各総合支所 （地域市民福祉課） 各地域センター
印鑑登録	・印鑑登録が必要な方はご本人が来庁してください。なお、運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類が必要です。 ・代理で申請される場合は登録完了までに日数がかかりますので、係員にご相談ください。	
国民年金の加入	・退職により厚生年金を喪失し、前住所地で国民年金の加入の手続きをしていない場合は、加入の手続きが必要です。手続きはマイナポータルから電子申請ができます。	国保年金課(第２庁舎１階) ２１－１７５３(国民年金係) 各総合支所（地域市民福祉課） 各地域センター
年金受給中の方	・支給機関への届出が必要な場合がありますので、各支給機関にお問い合わせください。	各支給機関
国民健康保険 後期高齢者医療制度	・資格確認書または資格情報のお知らせを窓口でお渡しします。資格取得証明書を渡した方へは、２週間以内に資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。	国保年金課(第２庁舎１階) （賦課係） ２１－１７４６ （後期高齢給付係） ２１－１７４５ 各総合支所 （地域市民福祉課） 各地域センター
	・保険税（料）額については、通知書を後日郵送します。（基本税（料）額での通知後、前住所地への所得照会により、金額が変更となる場合があります）	
	・転入の際に国民健康保険の加入手続きをしなかった方で、社会保険等の加入がない方は、速やかに国民健康保険の加入手続きをしてください。 ・後期高齢者医療制度加入者は、加入手続きをしてください。 ・転入日が加入日になります。	
特定健診・後期高齢者健診	・受診券が必要です。地域保健課健診指導係へお問い合わせください。（対象：国民健康保険に加入する35歳以上の方、後期高齢者医療制度に加入されている方）	地域保健課(保健所) （健診指導係） ２９－４１０２
敬老パスカ	・70歳以上の方には、転入日から３か月が経過する日の約2、3週間前に、敬老パスカ作成のための資格証をお送りします。	福祉総務課（本庁舎5階） ２１－１７５４
市立小・中学校への入学	・転入届出日が入学日となりますので、入学通知書および在学証明書・教科書給与証明書を、直接指定の学校にお持ちになり、入学の手続きをしてください。	
児童クラブへの入会 （小学生の保護者の方）	・入会申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、窓口にてお手続きください。 ※申請書、必要書類は右のＱＲコードをスマートフォンで読み取り「児童クラブ」のサイトへアクセスし取得してください。 ※申請受付期限：利用したい月の前月１５日 ※新年度４月からの利用については、市ホームページに掲載いたしますので、そちらで詳細をご確認ください。 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/support/facility/297661.html	生涯学習課 （清武総合支所３階） ８５－１８３４ 二次元コード 各総合支所 （佐土原・田野・高岡　総合支所の地域市民福祉課）
ひとり親家庭等の方・ ひとり親家庭等の方と同住所に転入される方	・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けている方（申請される方）は、手続きが必要です。 ・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けている方と同住所（別世帯も含む）に転入される場合には必ず窓口にご連絡ください。	子育て支援課子ども給付室 （母子父子支援担当） ２１－１７６５　本庁舎５階 各総合支所 （地域市民福祉課）
児童手当を受給している(受給できる)方	・前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きが必要です。	子育て支援課子ども給付室 （児童給付担当） ４２－７９６５　本庁舎１階 各総合支所 （地域市民福祉課）
父又は母が死亡している小・中学生の保護者の方	・遺児福祉手当の申請ができます。 ※内容によって異なる場合がありますので窓口にてご相談ください。	
未就学児、小中学生の保護者の方	・子ども医療費受給資格証の交付申請が必要です。 郵送または窓口にてお手続きください。 【必要書類】お子様の加入健康保険の資格情報が分かるもの（保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等）・保護者の本人確認書類 ※「資格情報のお知らせ」は切り取らずに、届いた時の状態のものをご提示ください	親子保健課（市保健所4階） ７３－８２００ 各総合支所 （地域市民福祉課）
宮崎県の 「子育て応援カード」 ※高校生以下のお子さんと妊娠中の方のいるご家庭が対象となります。	「宮崎県子育て応援カードポータルサイト」へアクセスし、登録を行ってください。協賛店でカードを提示すると、各協賛店独自の様々なサービスが受けられます。 https://kosodate.pref.miyazaki.lg.jp/	「宮崎県子育て応援ポータルサイト」 ○デジタルカードについて 宮崎県福祉保健部 こども政策局こども政策課 ２６－７０５６

※詳しい内容は担当窓口にお問合わせ下さい　※R7.4

転入の届出をされた方へ

宮崎市　（市外局番：0985）

手続き等	説明	問い合わせ窓口
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	・住所変更などの手続きが必要です。 ・手続きに必要なものがある場合がありますので、お問い合わせください。	障がい福祉課（本庁舎１階） ２１－１７７２ 各総合支所 （地域市民福祉課）
障がいの手当や福祉サービスを受給されている方	・手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。 （前住所地で障がい福祉サービス利用にかかる受給者証の交付を受けていた方について、本市でも利用を希望される場合は、申請が必要です。障がい福祉課、各総合支所地域市民福祉課で申請手続きをしてください。）	
更生医療・精神通院医療の医療費助成を受けている方	・障がい福祉課へお問い合わせください。	
前住所地で介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方	・転入時に市民課、総合支所、地域センターで申請手続をしてください。なお、受給資格証明書をお持ちの場合は申請の際に提出してください。その他、介護保険に関するご相談のある方は介護保険課へお越しください。	介護保険課（本庁舎５階） （認定審査係） ４４－２５９１ 市民課 各総合支所（地域市民福祉課） 各地域センター
前住所地で介護保険の負担限度額認定や社会福祉法人利用者負担軽減認定を受けていた方	・各認定証を持参の上、転入時に介護保険課へお越しください。	介護保険課（本庁舎５階） （介護サービス係） ２１－１７７７ 各総合支所（地域市民福祉課）
妊娠中の方	・妊婦健康診査助成券・乳幼児健康診査受診券等を発行しますので、子ども家庭支援課へお問い合わせください。	子ども家庭支援課（本庁舎5階） 〈育児支援係〉４０－１４３６ 産前産後サポート室南 （清武総合支所１階）
１歳３か月未満の乳幼児がいる方	・乳幼児健康診査受診券（３～４か月児・７～８か月児・１歳児健康診査）を発行しますので、子ども家庭支援課へお問い合わせください。 ※お子さまの年齢が１歳３か月を過ぎた場合や、１歳３か月までに３回の健診がお済みの方は助成対象外となります。 ※転入前に１歳児健診を受診された方は、来所の必要はありません。予防接種については、医療機関に置いてある予診票をご使用ください。	
４歳未満の健診	・親子保健課へお問い合わせください。	親子保健課（市保健所4階） ７３－８２００
小児慢性特定疾病医療・育成医療・未熟児養育医療の医療費助成を受けている方		
予防接種（乳幼児）	・医療機関に用意している予診票をご使用ください。 ※１歳３か月未満の乳幼児がいる場合は、親子保健課へお問い合わせください。	
特定医療費（指定難病）の医療費助成を受けている方	・健康支援課へお問い合わせください。	健康支援課（市保健所４階） ２９－５２８６
予防接種（高齢者等）		
がん検診	・受診券が必要です。健康支援課へお問い合わせください。 （対象20歳以上の女性、40歳以上の男性）	
ごみの出し方	・スマートフォン等をお持ちの方は、ごみ分別アプリ『さんあ～る』が便利です。分別や収集日程についてのハンドブック・カレンダーが必要な方は、市民課、総合支所、地域センター等に備えつけてあります。 ・新築や空き家となっていた住宅に入居された場合は、集積所の登録が必要な場合があるため、環境業務課へお問い合わせください。	環境業務課（第２庁舎４階） ２１－１７６２ ごみ分別アプリ さんあ～る　iphone　Android
水道の使用開始	・電話または宮崎市上下水道局ホームページからご連絡いただくか、転入先に備え付けてある使用開始ハガキを記入し、最寄りのポストに投函してください。 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/suidou/use/218304.html	上下水道局 料金センター ６０－６５００ 申請用QRコード
し尿くみ取りがある一戸建て（貸家含む）に入居した方	・環境業務課へお問い合わせください。	環境業務課（第２庁舎４階） 21-1762
浄化槽がある一戸建て（貸家含む）に入居した方	・環境施設課へお問い合わせください。	環境施設課（第２庁舎４階） ４０－２４２２
原動機付自転車（１２５ｃｃ、１ｋｗ以下）をお持ちの方	・ナンバープレートを宮崎市のナンバーに取り替える必要があります。 ※軽自動車については、軽自動車検査協会(０５０-３８１６-１７６０)、 １２５cc、１ｋｗを超えるバイクについては、運輸支局(０５０-５５４０-２０８８)で手続きをしてください。	市民税課（第３庁舎１階） ２１－１７４２ 各総合支所（地域市民福祉課） 各地域センター
災害情報の取得について（ハザードマップなど）	▼防災アプリ（スマホ・タブレット用）▼ｗｅｂ版ハザードマップ HAZARDON（ハザードン）　洪　水　津　波　高　潮 ※冊子が必要な方は、市民課、総合支所、地域センター等に備えつけてあります。	危機管理課（本庁舎４階） ２１－１７３０
市営墓地の使用者となっている方	・市営墓地使用者の住所変更手続きが必要です。環境政策課へお問い合わせください。	環境政策課 （第２庁舎４階） 21-1751